

治癒証明書について

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱いため、集団生活をする保育園で伝染病が発生した場合、多数の子どもが感染してしまいます。お子様が伝染病になった場合は、完全に治してから登園しましょう。登園停止の期間については、症状により医師に伝染の恐れがないと認められたときはこの限りではありません。

A. 登園時には治癒証明書が必要な病気

	病名	登園停止期間
1	アデノウイルス感染症 (プール熱を含む)	主要症状が消えてから2日を経過するまで
2	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過するまで
3	百日ぜき	特有の咳が消えるまで、又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹 (三日ばしか)	発疹が消えるまで
7	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
8	結核	医師において伝染のおそれがないと認めるまで
9	ウイルス性結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで

B. 条件によって登園が制限される病気

	病名	登園停止期間
1	溶連菌感染症	医師において伝染のおそれがないと認めるまで
2	ウイルス性肝炎	
3	手足口病	
4	ヘルパンギーナ	
5	マイコプラズマ肺炎	
6	感染性胃腸炎 (冬季は嘔吐・下痢症を含む)	

治癒証明書

認定こども園 こすもす

園長 佐野 芳信 殿

園児名： _____ 生年月日：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

病名： _____

上記疾患は軽快し、他児への感染のおそれなくなりましたので、集団保育は可能です。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：

医師名：